

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム審査委員会」の運営について

令和 5 年 6 月 2 日  
法科大学院公的支援見直し  
強化・加算プログラム審査委員会

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム審査委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開に関する規則を次のように定める。

（会議資料の公開）

第一条 委員会は、委員会の会議において配付した資料を、会議終了後に公開しなければならない。ただし、審査委員会に諮ったうえで、公開することにより公平・中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 委員会は、前項の規定により委員の氏名等は、当該年度の審議に係る評価結果の公開以降に公開するものとする。

（議事録の公開）

第二条 委員会は、委員会の会議の議事録を作成し、これを公開しなければならない。ただし、委員会は、公開することにより公平・中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、委員会は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

附 則

この規則は、委員会の決定の日（令和5年6月2日）から施行する。